

自然災害時における学校の対応について

令和2年8月策定 下松市教育委員会

下松市教育委員会では、自然災害の発生時における学校対応について、気象に関しては、市内全域又は中学校区を基本として、下記の基準に沿って「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとります。

また、下松市で震度5弱以上の地震が観測された場合は、「休校」や「保護者等へ引き渡し」とします。

1 気象について

(1) 登校前の対応

警報等	発令元	学校の対応
全ての学校が対象（下松市全域に、下記のいずれか1つでも発令中の場合）		
特別警報（全て）	気象庁	午前6時の時点で、左記の警報等のいずれか1つでも発令されている場合 (1) 学校からの連絡があるまで「自宅待機」 (2) 午前7時までに、緊急連絡メール等で各家庭に向けて「休校」「登校を遅らせる」等の対応を連絡
台風に伴う暴風警報		
記録的短時間大雨情報		
警戒レベル4以上（市内全て）	下松市	
一部の学校が対象（中学校区内の地域に、下記のいずれか1つでも発令中の場合）		
土砂災害警戒情報	気象庁	午前6時の時点で、左記の警報等のいずれか1つでも発令されている場合 (1) 学校からの連絡があるまで「自宅待機」 (2) 午前7時までに、緊急連絡メール等で各家庭に向けて「休校」「登校を遅らせる」等の対応を連絡（条件により、各学校の対応が違います。）
高潮警報		
警戒レベル4以上 （中学校区内の地域）	下松市	

学校からの連絡がない場合でも、安全確保を最優先として、保護者の判断により、登校を遅らせたり休ませたりするなどの対応を認めております。休ませる場合は、出席停止扱いとなり欠席とはなりません。

(2) 登校後の対応

登校後に、上記の警報等が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて「学校待機」「保護者等へ引き渡し」などの措置をとります。上記以外の大雨警報・洪水警報等の場合は、下校時刻を早めるなど、児童生徒の安全を考慮して適切な措置をとります。

2 地震について

(1) 登校前に、「震度5弱以上」を観測した場合、「自宅待機」とします。緊急連絡メールで「休校」等の対応を連絡します。

(2) 登校後に、「震度5弱以上」を観測した場合、「学校待機」「保護者等へ引き渡し」を基本として対応します。